

第 26 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月 条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(設置等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立 葺合公民館</td> <td>神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 24 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 24 号	[略]	[略]	<p>(設置等)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立 葺合公民館</td> <td>神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 5 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 5 号	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 24 号																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通 2 丁目 1 番 1 号及び同区南本町通 5 丁目 1 番 5 号																
[略]	[略]																

第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。

[略]	[略]
神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、体育室及びロビーその他の便益施設
[略]	[略]

第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。

[略]	[略]
神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、体育室及びロビーその他の便益施設
[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前 9時から正 午まで）	午後		夜間（午後 6時から午 後9時ま で）
			（午後1時 から午後3 時まで）	（午後3時 から午後5 時まで）	
会 議 室	第1会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第2会議室	800円	500円	500円	800円
	第3会議室	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円
和室		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

ウ～キ [略]

(2) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前 9時から正 午まで）	午後		夜間（午後 6時から午 後9時ま で）
			（午後1時 から午後3 時まで）	（午後3時 から午後5 時まで）	
会 議 室	第1会議室, 第 3会議室A又 は第3会議室 B	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円
	第3会議室A 及び第3会議 室B	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円
	第2会議室又 は第5会議室	800円	500円	500円	800円
	第4会議室	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円
和室		[略]	[略]	[略]	[略]
調理室		1,400円	900円	900円	1,400円
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

ウ～キ [略]

(2) [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の神戸市立葺合公民館の使用に係る使用料の徴収については，なお従前の例による。

## 理 由

神戸市立葺合公民館の施設を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。